（仮称）西脇市こども条例　素案

第９条 切れ目のない子育て支援、 第10条 こどもの社会参加の促進、 第11条 相談支援体制の充実
第12条 特別な支援が必要なこども・子育て家庭の支援等、 第13条 地域における子育て支援、 第14条 こどもの居場所づくりの推進
第15条 安全・安心な環境づくり、 第16条 仕事と子育ての両立支援の推進、 第17条 広報及び啓発、 第18条 財政上の措置

◆条例の基本構成案(今回)		◆条例の基本構成案(前回)
（切れ目のない子育て支援） 第９条　〇変更無し		**（切れ目のない子育て支援）** **第９条　市は、保護者が安心してこどもを産み育て、こどもが健やかに成長できるよう、妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階に応じた切れ目のない支援を行うものとする。**
（こどもの社会参加の促進） 第10条　〇変更無し		**（こどもの社会参加の促進）** **第10条　市は、こどもが社会の一員として、自分の考えや意見を表明できる場や社会に参加する機会を設けるものとする。**
（相談支援体制の充実） **第11条　市は、こどもや子育て家庭が抱える悩みに対して、利用しやすく安心して相談できる体制の充実を図るものとする。**	⇦	（相談支援体制の充実） 第11条　市は、こどもや子育て家庭が抱える悩みに対して、安心して相談できる体制の充実を図るものとする。
（支援が必要なこどもや子育て家庭への取組） **第12条　市は、障害、虐待、いじめ、不登校、経済的困難等を理由とした支援を要するこども及びその家庭に対し、こどもの状況やおかれた環境に応じた支援を行うものとする。** **２　市は、虐待やいじめ等の防止及び早期発見に取り組むものとする。**	⇦	（特別な支援が必要なこども・子育て家庭の支援等） 第12条　市は、障害、虐待、いじめ、不登校、経済的困難等を理由とした特別な支援を要するこども及びその家庭に対し、必要な支援を行うものとする。 ２　市は、虐待やいじめ等の予防及び早期発見に努めるものとする。
（地域における子育て支援） 第13条　〇変更無し		**（地域における子育て支援）** **第13条　市は、こどもが地域の中で健やかに育つことができるよう、こどもや子育て家庭と市民との交流を促進するとともに、地域における学びの機会の充実及び市民活動の支援を行うものとする。**
（こどもの居場所づくりの推進） 第14条　〇変更無し		**（こどもの居場所づくりの推進）** **第14条　市は、こどもが安全に安心して過ごし、遊び、学び、及び活動することができる居場所づくりを推進するものとする。**
（安全・安心な環境づくり） **第15条　市は、交通安全対策や防災・防犯対策を講じるなど、安全で安心な環境づくりを行うものとする。**	⇦	（安全・安心な環境づくり） 第15条　市は、住環境の整備や交通安全及び防災・防犯対策等、こどもたちが健やかに育つための安全で安心な環境づくりを行うものとする。
（仕事と子育ての両立支援の推進） 第16条　〇変更無し		**（仕事と子育ての両立支援の推進）** **第16条　市は、保護者が仕事と子育てを両立できるよう、ワーク・ライフ・バランス推進等の啓発や保育の提供等の充実を図るものとする。**
（広報及び啓発） 第17条　〇変更無し		**（広報及び啓発）** **第17条　市は、こども及び子育て家庭の支援について、こども、保護者、市民、学校園等関係者及び事業者の関心及び理解を深めるため、広報及び啓発を行うよう努めるものとする。**
（財政上の措置） **第18条　市は、こども及び子育て家庭の支援に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。**	⇦	（財政上の措置） 第18条